令和５年４月

道路標識塗装工事特記仕様書

適用範囲

本特記仕様書は、名古屋市緑政土木局が所管する道路標識塗装工事のうち、弱溶剤厚膜形ふっ素樹脂塗料を使用して溶融亜鉛めっき上へ塗替え塗装を行う場合に適用する。

本特記仕様書に記載されていない事項については、土木工事標準仕様書、鋼道路橋防食便覧及び工事施工方法に関する公的基準を適用する。

１．塗装仕様

工程ごとの使用材料及び使用量等は次表のとおりとする。なお、塗装前には３種ケレンを実施すること。

塗装工程	塗料名	標準使用量（g／㎡）	目標膜厚（μm）	塗装間隔（20℃）
第１層（下塗）	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	200	50	1～10 日
第２層（中塗・上塗兼用）	弱溶剤厚膜形ふっ素樹脂中塗・上塗兼用塗料	180	55	

１）標準使用量は、はけ・ローラー塗りの場合を示す。

２）標準使用量はメーカーの仕様に応じて、適宜監督員と協議すること。

３）塗装間隔の下限は 20℃の場合を示す。気温が低い場合は、塗料が硬化乾燥していることを確認し重ね塗りを行うこと。

４）貼紙防止塗装を行う場合は、監督員との協議によること。

５）塗装色は「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」を参考にすること。

６）新技術による塗料を使用する場合は、使用料及び塗装間隔についてはメーカーの仕様による。

２．施工管理基準及び写真管理基準（出来形管理）

１）施工管理基準は次表のとおりとする。

測定項目	規格値	測定基準
塗膜厚	a．塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の 90%以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70%以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20%を超えない。 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りでない。	塗装終了時に測定する。 道路標識の塗装面積に応じて、５００ｍ２ごとに２５点以上、２００㎡～５００㎡で２５点、２００㎡～１０㎡で１０㎡毎に１点、１０㎡に満たない場合は最低１点測定する。 各点の測定は５回行い、その平均値をその点の測定値とする。

２）写真管理基準（出来形管理）

<table>
<tr><th>工　種</th><th colspan="2">撮影項目</th><th>撮影頻度</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>材料</td><td colspan="2">材料使用料（塗料缶）</td><td>全数量（使用前後）</td><td rowspan="5">素地調整、塗替え塗装において１０基に満たない場合は各工程最低１基とすること。
施工規模等によっては撮影項目、撮影頻度について、監督員と協議すること。</td></tr>
<tr><td>素地調整</td><td colspan="2">ケレン状況（塗替）</td><td rowspan="4">１０基毎に１基</td></tr>
<tr><td>下塗り</td><td rowspan="3">塗装状況</td><td rowspan="3">塗膜厚測定</td></tr>
<tr><td>中塗・上塗り兼用</td></tr>
</table>

３．管理番号標

請負人は、塗装終了後、柱の見やすい位置に反射性を有する管理番号標（屋外用塩ビフィルム、黒字印刷（スクリーン又はデジタル印刷））を貼り付けるものとする。

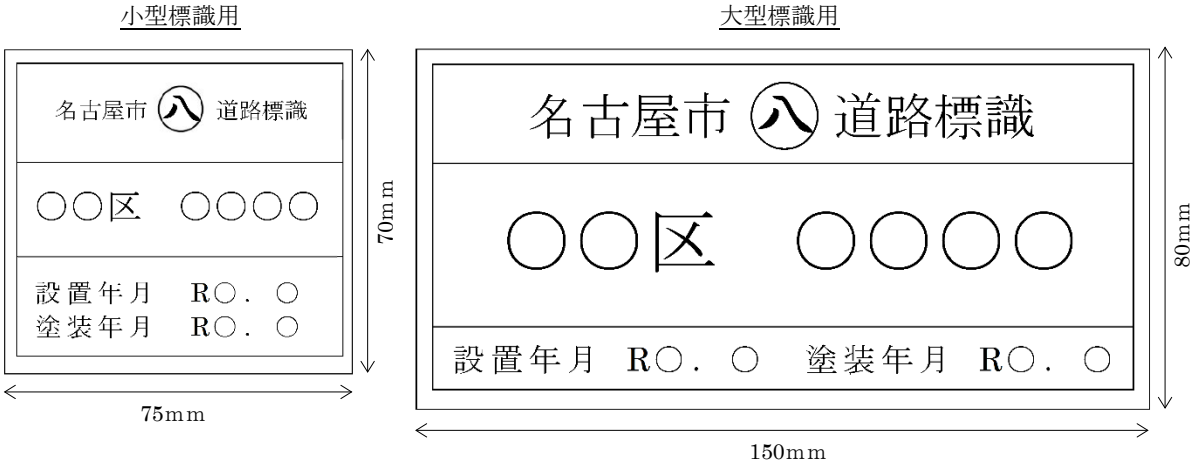

４．その他

請負人は、塗装作業を行う前に、道路標識各部位に き裂 やボルトのゆるみなどの異常がないかを近接目視等により確認し、異常が発見された場合は監督員の指示を受けること。

道路施設工事特記仕様書に基づくシステム補正資料の作成のほか、土木事務所保管の道路標識台帳（紙台帳）についても、修繕履歴を反映させること。

その他、疑義が生じた場合は監督員と協議を行うこと。